

混合交通を観察する  
**DOCUMENT EYE** series—233

高速道路で後部座席同乗者のシートベルト着用状況を観察する



ある日の午前中、気になる実際の交通状況を観察しました。



シートベルトを着用している後部座席同乗者



シートベルトを着用していない人も多い

Q1

小学生以上の後部座席同乗者のシートベルト着用状況は何%だったでしょうか？

- 観察場所／神奈川県横浜市青葉区 東名高速下り・港北PA付近
- 観察日／9月19日(土曜日)
- 天候／晴れ
- 観察時間／9:00～11:30
- 観察者／3名

シートベルトの着用義務

2008年6月1日から、改正道路交通法により、後部座席でのシートベルト着用が義務化された。高速道路だけでなく一般道路でも自動車に乗る場合は、ドライバーや助手席の同乗者だけでなく、自動車に乗るすべての人がシートベルトを装着する必要がある。  
※後部座席の場合、高速道路での違反に限って運転者に行政処分(1点)が科せられる。

(道路交通法第71条の3第2項抜粋)

運転者は、シートベルトを装着しない者を乗せて自動車を運転してはならない。

ただし、幼児(適切に座席ベルトを装着させるに足りる座高を有するものを除く)を当該乗車装置に乗車させるとき、疾病のため座席ベルトを装着させることが療養上適当でない者を当該乗車装置に乗車させるとき、その他政令で定めるやむを得ない理由があるときは、この限りでない。

Q2



後部座席でシートベルトを着用していた方の着用理由は何でしょうか？

★港北PAを利用するクルマの中から、後部座席同乗者でシートベルトを着用していた方11名にうかがいました。

高齢者に着用の割合が高かった

↓ 解答・解説

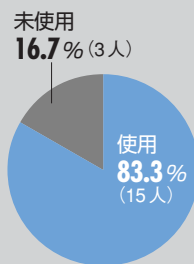
実際の観察から

Q1の解答：36.8%

●後部座席同乗者のシートベルト着用状況

	着用	非着用
小学生	22.0% (11人)	78.0% (39人)
中学生 高校生	25.9% (7人)	74.1% (20人)
成人	38.8% (69人)	61.2% (109人)
高齢者	76.5% (13人)	23.5% (4人)
小計	36.8% (100人)	63.2% (172人)

●後部座席同乗者(幼児)のチャイルドシート使用状況



※幼児(6歳未満)、小学生(6～12歳)、中学生・高校生(13～18歳)、成人(19～64歳)、高齢者(65歳以上)の判断は観察者の見解による

●2時間半の観察で、シートベルト・チャイルドシートの有無を確認できた後部座席同乗者は計290人。幼児を除く小学生以上は272人。シートベルトを着用していたのは、小学生11人(22.0%)、中学生・高校生7人(25.9%)、成人69人(38.8%)、高齢者13人(76.5%)の計100人(36.8%)だった。幼児は、18人で、そのうち15人(83.3%)がチャイルドシートを使用していた。

- 他の年齢層に比べ、高齢者の着用率が高かった。一方、小学生および中・高生の着用率は低かった。
- シルバーウィーク初日のため、観察場所付近の道路は渋滞し、クルマは低速で走行していた。
- シートベルトやチャイルドシートをしていない子どもの中には、走行中に車内で立ち上がる姿も見られた。
- 幼児のチャイルドシート使用率は、小学生以上のシートベルトの着用率に比べ高かったが、保護者が幼児を抱いて乗車している例もあった。

- 本紙では、昨年夏、同地点で同様の観察をした(2008年9月号DOCUMENT EYE参照)。その結果は、小学生以上の後部座席同乗者のシートベルト着用率は29.0%だった。今回の着用率は36.8%で、比較すると前回より上昇している。
- 警察庁とJAFとの合同による「シートベルト着用状況 全国調査」では後部座席同乗者の着用率は62.5%(2008年10月・高速自動車道等)だった。また「チャイルドシート使用 全国調査」ではチャイルドシート使用率は54.8%(2009年4月)だった。



チャイルドシートを使用している子ども

Q2の解答：

主な理由

- ①法律で決められているから
- ②着用しないと危険だから(安全のために)
- ③その他(ドライバー(息子)に勧められたから、運転席や助手席に座るときの習慣で)

※後部座席同乗者でシートベルトを着用していた方11名に回答をいただきました。

【解説】

後部座席シートベルトの着用者の話では、「高速でも一般道でも法律で決められているから、しています」という声が一番多かった。しかし中には、「昨年、法律で決められてから高速道路ではしています。一般道では、罰則もないし窮屈なのでしていません」(30代・女性)という回答もあった。

一方で、「安全のためにしています。着用しないと、事故にあったときに座席から放り出される危険があります。だから、一般道でもしています」(50代・女性)という意見があった。シートベルト非着用の危険性を知ってから、着用を心がけているという。法律の周知だけでなく、なぜシートベルトの着用が必要なのかを伝えていくことも重要となる。

また、「ドライバー(息子)に勧められたから」(60代・女性)という方もいた。ドライバーが同乗者に呼びかけることも同乗者の安全を守る上で有効だと言える。(2008年7月号特集参照)



チャイルドシートを使用せず、乗車中に立ち上がる子ども

ここがポイント

- クルマに乗ったら全席で、シートベルトを着用する。
- 後部座席でシートベルトを着用していないと、万一の時、「自分自身が大きな被害にあう」「車外へ放出されてしまう」「前席同乗者への加害となる」などの危険性がある。自分や同乗者の命を守るためにシートベルトは必ず着用する。
- 自分だけでなく、同乗者にもシートベルトの着用を勧めることが大切。
- 保護者の抱っこでは、万一の時、子どもの体重を支えきれない。子どもにはチャイルドシートを使用する。